

第2期自殺対策計画(案)パブリックコメント実施結果について

▼意見募集期間

令和5年12月20日(水)～令和6年1月19日(金)

▼周知方法

広報いせはら12月15日号、市ホームページ、いせはら暮らし安心メール、市LINE公式アカウント

▼閲覧場所

市役所1階ロビー、障がい福祉課窓口、各公民館、図書館、市民活動サポートセンター、市ホームページ

▼提出意見数

1件 (1名)

▼計画(案)への意見と対応方針について(別紙のとおり)

〔対応区分〕

A:ご意見を踏まえ、計画案に反映するもの (0件)

B:ご意見の趣旨が既に計画案に反映されているもの (0件)

C:今後、施策や事業の参考とするもの (0件)

D:ご意見として承ったもの (1件)

▼今後の予定

令和6年2月 教育福祉常任委員会、議会全員協議会、社会福祉審議会

令和6年3月 3月議会定例会(行政報告)、公表

第2期自殺対策計画(案)への意見と対応方針について

No.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
1	計画全体	私は何度も転職を重ね、人間不信により抑うつから抜け出せずに居ます。何とか今現在、生活保護の支援を受けるに至り、就労から離れて居ますが、資産の売却を迫られる日々で自死を考えたくなくなります。何故、最低限の支援金で生活しているのに住居や移動の為の乗り物(当方は原付二種バイク)を処分しなくてはいけないのでしょうか?自分自身の所持物であった方が余計な保護費用を受け取らずに生活することが可能であります。生活の全てを斡旋、支援して貰えないのなら心が疲弊した人間は自死と隣り合わせになります。その現実を知って欲しいです。	D	困難を抱えた方それぞれの状況に応じた支援等を行うよう、関係各課と連携を図り努めます。